ID:　68

担当部署:　企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	駐車場使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例　第10条の3第2項
例規番号	昭和47年条例第26号

【根拠条文】

（駐車場使用料）

第10条の3　センターに駐車場を設置する。

2　駐車場の使用料の額は、駐車時間が30分以内は無料とし、30分を超えるときは、30分までごとに100円とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和6年4月1日